

金融安定強化に向けたセントアンドリュース会合以降の G20 提言実施の進捗状況(概要)

金融安定理事会(FSB)から G20 財務大臣・中央銀行総裁に対する報告

第一部 国際的なレベルでの政策の進展

I. 質の高い資本・流動性基準の構築と景気循環増幅効果の抑制

バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、2009年12月、資本・流動性規制を強化する提案を市中協議に付した(4月中旬がコメント締切り、本年末までに最終案を策定)。

バーゼル委は、景気循環連動性を抑制する枠組みの詳細、システム上重要な金融機関に対する規制のオプション、期待損失アプローチを含む引当ての枠組みについて、年央までに提案を策定するために作業中。

また、バーゼル委は、新たな資本・流動性規制の水準の決定に向け、上記の市中協議案による最低所要資本の引き上げ幅の推定(ボトムアップ型の定量的影響度調査(QIS))や、個別行の健全性を一定の状況下で確保できる最低資本要件の水準等の検討(トップダウン型の水準調整)を実施中。バーゼル委は、7月中旬に、これらの検討結果をレビュー。

さらに、FSB及びバーゼル委は、改革案がマクロ経済に与える影響を評価するため、マクロ経済評価グループを設置(議長は国際決済銀行(BIS)で、国際通貨基金(IMF)とも協働)。検討結果は、6月中旬及び7月中旬に、FSB及びバーゼル委によってレビューされ、本年後半の経過措置の検討において考慮される。

バーゼル委は、7月に、(市中協議に付された)提案の改訂版(規制の水準含む)をレビューする予定。その検討を踏まえ、9月に(必要に応じて10月上旬にも)、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合において議論。その後、本年末の規制案のまとめに向け、改革パッケージは、11月のG20サミット前に、FSB及びG20に提出される。これらの規制の実施については、ピッツバーグ・サミットの宣言にあるように、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行われることとなろう。

II. 報酬慣行の改革

FSBは、2010年3月、健全な報酬慣行に関するFSF原則及びその実施基準の適用状況についてのピア・レビューを実施し(結果を)公表。FSF原則・実施基準の適用について、FSBメンバー国において進捗があったが、実施の手法やペースには違いが見られる。ガバナンス・監督・開示分野においてより進捗があり、報酬体系のリスク調整に関しては更なる取組みが必要。2011年の第2四半期には、更に詳細なレビューを実施予定。

また、バーゼル委は、報酬体系におけるリスク調整に関する一連の手法とその有効性に関する報告書の策定(2010年10月末まで)作業を開始。保険監督者国際機構(IAIS)は、2010年3月に、報酬に関する基準及びガイダンス案を公表。証券監督者国際機構(IOSCO)は、報酬に関連する取組みとして、2010年2月に、上場企業の定期開示に関する原則を策定。

III. 店頭デリバティブ市場の改革

ピッツバーグ・サミットでの合意(標準化された店頭デリバティブ取引の中央清算等)の実施に向け、業界や国際機関等で取組みが進展。

業界では、主なデリバティブディーラー等が、2010年3月に、店頭デリバティブ市場の透明性や中央清算機関の利用拡大等にコミットするレターを発出。

FSB、支払・決済システム委員会(CPSS)、IOSCO、ECが、2010年4月に、作業部会を設立し、標準化された商品の利用促進等に関する政策オプションの検討を開始。作業部会は、2010年10月に、政策オプションを提示。

また、CPSS及びIOSCOが、中央清算機関に関するCPSS-IOSCOの既存の原則を店頭デリバティブの清算に適用する際の指針等について検討。年央までに検討を終える予定。

IV. システム上重要な金融機関 (SIFIs) や国境を越えた破たん処理への取組み

FSBでは、SIFIsにおけるモラルハザードへの対応策として、(i)破たんの可能性と影響の低減、(ii)危機時の破たん処理能力の改善、(iii)中核となる金融インフラと市場強化による相互連関性と波及リスクの低減について検討。FSBは中間報告を6月のG20サミット、最終報告を11月のG20サミットに提出する予定。

(i) 破たんの可能性と影響の低減

SIFIsの破たん可能性等の低減策として、システム上の重要性に応じた資本・流動性規制の強化を検討(システム上重要な銀行に関し、バーゼル委で検討中)。

IMFは、G20からの要請を受け、金融危機対応措置の費用につき、できる限り金融セクターに負担させる方策を検討し、6月までに報告。

また、資本・流動性規制の強化と金融セクターによるコスト負担の方策について相互連関性を検討することは重要であるところ、FSB、IMF、バーゼル委は、本件についてG20に検討状況を中間報告。10月のG20財務大臣等会合に報告予定。

SIFIsに対する健全性規制の強化は、適正な監督が伴わねばならないところ、FSBメンバーは、監督のあり方について検討を開始。

(ii) 危機時の破たん処理能力の改善

危機対応計画や当局間の情報交換に関する取組みに進捗。FSBは、既存の破たん処理制度における、大規模な金融機関の破たん処理の方法について理解を深めている。

FSBは、2010年10月までに、各国の破たん処理制度の整合性や破たん処理における各国の協調に関する共通原則を策定。

また、IMFは、年央に、国境を越えて活動する金融グループの破たんに対応する国際的枠組み案を策定。

(iii) 中核となる金融インフラと市場強化

CPSSやIOSCO等において、金融インフラに関する基準やガイダンスの強化を検討。

V. 規制・監督の国際基準の遵守強化

FSBは、規制・監督の国際基準の遵守強化に向けた取組みを開始し、2010年には6つのピア・レビューを実施予定。最初のピア・レビューである報酬に関するレビュー(結果)を、2010年3月に公表。

また、FSBは、2010年3月に、国際協調および情報共有に関する基準への遵守の促進に向けた取組みを開始。各国の当該基準への遵守状況の評価は、IMF及び世銀が実施する基準

への遵守評価や情報交換のための IOSCO 多国間覚書(MMoU)の署名状況等に基づく。

VI. 会計基準の強化

ピッツバーグ・サミットにおいて、単一の質の高い世界的な会計基準の策定に向けた取組みの強化に合意。国際会計基準審議会(IASB)が策定する国際会計基準(IFRS)の適用が 100 カ国以上で進展。IASB と米国会計基準審議会(FASB)は、2011 年 6 月が期限の IFRS と米国会計基準の収れんに向け、協働。

FSB は、公正価値の利用を拡大しない方向での検討を支持。また、FSB は、IASB と FASB に対して、貸出の損失を早期に認識し、景気循環連動性を抑制するため、既存の引当要件よりも広範囲の信用情報を活用するよう懇請。

金融商品会計について、IASB は、2009 年 11 月に、IFRS 第 9 号(金融商品の区分について、償却原価区分と公正価値測定区分の組み合わせを採用)を公表。FASB は、2010 年第 2 四半期に、金融商品会計の改訂案を公表予定。

予想損失モデルに基づく引当について、IASB は、2009 年 11 月に、償却原価区分の金融商品に関する予想損失モデルに基づく引当案を市中協議に付した。FASB は、2010 年第 2 四半期公表予定の金融商品会計基準の改定案において、その信用損失アプローチについて説明する方針。IASB と FASB は、実務的な問題への対応を検討するため、共同で専門家助言パネルを設置。

VII. その他

VII.1. マクロ健全性ポリシーの枠組み

FSB 及びメンバーは、金融システムにおけるマクロ健全性リスクへの対応を検討しており、2010 年 6 月に、検討の進捗状況を確認。

グローバル金融システム委員会(CGFS)は、2010 年 3 月に、景気循環増幅効果という観点から、デリバティブ取引における証拠金の役割等に関する報告書を公表。また、システム全体のリスクの監視という観点からの取組みとして、IMF 及び FSB による早期警戒措置の検討、バーゼル委及び CGFS によるマクロ健全性指標の検討、FSB 及び IMF による SIFIs のリスクエクスポージャーデータの整理等が進展。

IAIS は、2010 年 1 月に、国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組みを策定する旨を表明。2013 年までに、枠組み全体をまとめ、その後、影響度調査を行う予定。

VII.2. 金融規制の業態別特徴及び範囲

ジョイント・フォーラムは、2010 年 1 月、銀行・証券・保険の業態間での規制の相違等に着目した提言(業態横断的な共通原則の策定等)を含む、金融規制の業態別特徴及び範囲に関するレポートを公表。ジョイント・フォーラムは、金融コングロマリット諸原則の見直しを開始。

IAIS は、2010 年 4 月に、グループ監督における非規制主体の取扱いに関する指針を策定。

VII.3. ヘッジファンド

IOSCO は、2010 年 2 月に、当局間のヘッジファンドに関する情報交換等の促進のために

合意された、ヘッジファンドの情報収集にあたっての共通テンプレートを公表。また、IOSCO は、ヘッジファンド規制に関する IOSCO 原則の実施状況についてレビューを実施中。

VII.4. 格付会社

IOSCO は、IOSCO 基本行動規範等に基づく規制枠組みの実施が各国・地域で異なることによって生じる問題について、近々、報告を行う予定。

また FSB と G20 による提言に応じ、バーゼル委や FSB は規制・監督枠組みにおける格付の利用について検証を行う。

VII.5. 監督カレッジ

昨年来、FSB が特定した 30 以上の大規模で複雑な金融機関について、監督カレッジを実施。

バーゼル委は、2010 年 3 月に、監督カレッジのグッドプラクティス案を公表。

IAIS は、2009 年 10 月に、グループ監督における監督カレッジの活用に関する指針を策定。

IOSCO は、市場参加者の監視における協調(監督カレッジ含む)に関する原則を策定中(2010 年前半目途)。

VII.6. 証券化

健全な証券化市場の再生が、実体経済に対する信用供与や銀行の資金調達改善のための優先課題。

IOSCO は、非規制金融市場・商品に関する報告書の公表(2009 年 9 月)後、報告書における証券化に関する提言の実施状況を検証。また、IOSCO は、2010 年 4 月に、資産担保証券の公募及び上場のための開示原則を公表。

FSB は、健全な証券化市場の再生に向けて更に必要な取組みについて検討。

第二部 各国・地域での実施状況と今後の取組み予定

FSB は、メンバー国の実施状況の監視のため、実施状況モニタリングネットワークを立ち上げ、各国における今後の取組み予定等の情報を収集。以下は、当該情報を取り纏めたもの。

I. 質の高い資本・流動性基準の構築と景気循環増幅効果の抑制

大部分の FSB メンバー国において、バーゼル II を実施。未実施の国についても、2011 年までにバーゼル II を実施すべく取り組み中。

EU 等の多くの国において、2009 年 7 月に公表されたバーゼル II の枠組み強化(トレーディング勘定や証券化業務等に対する自己資本要件の強化)について、2010 年末までの実施に向け、取組みが進展。

II. 報酬慣行の改革

FSB は、2010 年 3 月に、メンバー国及び主な金融機関による FSF 原則・実施基準の適用状況についてレビューを完了(第一部 II. 参照)。

III. 店頭デリバティブ市場の改革

各国で店頭デリバティブ市場の標準化の促進及び中央清算機関や取引情報蓄積機関の設立等に向けた様々な取組みが進行中。

IV. システム上重要な金融機関への取組み

各国当局は、ピッツバーグ・サミットでの G20 首脳の要請に応じ、システム上重要な金融機関に対する連結ベースの規制・監督に関する様々な取組みを実施。多くの当局で、連結ベースの監督を既に実施しているが、独/日/米等で追加的な立法・監督措置を実施又は検討中。

V. 規制・監督の国際基準の遵守強化

FSB は、2010 年 1 月に、国際基準の遵守強化に向けた枠組みを公表。FSB メンバーは、国際基準の遵守について見本となることにコミット。テーマ別を実施するレビューについては、報酬に関するレビューに続き、市場参加者によるリスク開示に関するレビューを実施予定。国別に実施するレビューについては、2010 年に、伊/墨/西を対象に実施予定。

VI. 会計基準の強化

多くの FSB メンバー国が、2012 年までの IFRS の適用に向けた取組みを実施中。

一方で、各国の会計基準設定主体は、G20 や FSB の提言を受けた IASB の取組み(金融商品会計等)に足並みを合わせて、各国基準の見直しを継続。

VII. その他

VII.1. マクロ健全性ポリシーの枠組み

システム全体の監視の枠組み構築の取組みが、各国・地域において進行中。特に、情報収集に関し、追加的な取組みを実施又は検討中。

VII.2. ヘッジファンド

ヘッジファンド等に対する規制の枠組みについては、登録制等が既に実施されているが、ヘッジファンドに対する適切な監督・規制に向けた取組みが引き続き進行中。

ヘッジファンドが国内のシステム上重要でないとの理由から、ヘッジファンドに対する具体的な規制の枠組みがない国も存在する一方、多くの国・地域においては、ヘッジファンドを取引相手とする金融機関に対する健全性規制・監督を既に実施済み。

VII.3. 格付会社

各国・地域で格付会社に対する監督強化の取組みが進展。一方で、格付会社に対する規制・監督の枠組みが各国間で不整合となることにより、市場の分断又は格付会社への過度な負担が発生することを避けるため、米/EU/日は引き続き協働。

VII.4. 監督カレッジ

大規模で複雑な金融機関に対する監督カレッジは、2009 年に既に開催され、2010 年も引

き続き開催予定。また、その他の金融機関に対しても、監督カレッジの開催に向けて取り組まれている。

VII.5. 危機管理及び破たん処理

危機管理における国際的連携に関するFSB原則の実施の取組みが進行中。グローバルに活動する主な金融機関に対し、各社毎に国際的な危機管理グループを設置、実効的な危機管理・破たん処理計画の策定を検討中。

また、各国において、バーゼル委による国境を越えた銀行破たん処理の報告書の提言を受け、破たん処理の枠組みをレビュー。

国際預金保険協会及びバーゼル委による実効的な預金保険制度のためのコアとなる諸原則については、多くの国が適合していると報告(一部の国で預金保険制度の見直し等を実施)。

VII.6. リスク管理

FSBメンバーは、バーゼル委により2009年7月に公表されたバーゼルⅡの第二の柱の監督ガイダンスを実施中(金融機関横断的なガバナンスとリスク管理の強化等)。また、金融機関及び監督当局双方が、ストレステストを実施。さらに、バーゼル委により2009年7月に公表されたバーゼルⅡの第三の柱の強化(証券化商品等に関する開示強化)に向けた取組みを実施中。

VII.7. 証券化

各国当局は、IOSCOの提言(2009年9月公表)に沿った、証券化市場における取引慣行の強化に向け、透明性等の向上の取組みを検討。

(以 上)